

流山市市民参加条例第11回検討委員会会議録

日 時：平成22年8月28日（土）
午後1時30分から3時30分まで
場 所：市役所 401会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、
金田委員 管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

欠席委員

なし

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

なし

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、須郷係長

議 題

- (1) 両部会の相互理解について
- (2) 全体にかかわる論点について

(兼子コミュニティ課長)

時間がきましたので、ただいまから流山市民参加条例第11回検討委員会を開会いたします。では、委員長よろしく申し上げます。

(委員長)

では、第11回検討委員会をはじめますが、今日は傍聴の申し出はいらっしゃらないということで、すすめたいと思います。

本日の出席状況ですが、副委員長が30分くらい遅れるということでございます。それからHさんが25分くらい退席するというところでございます。出席者は現在9名ということで、流山市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づき、半数以上の出席がございましたので、会議は成立していることを御報告いたします。

では、議題に入る前に事務局から今後のスケジュールなどについて、御報告お願いいたします。

(兼子コミュニティ課長)

今後の予定とスケジュールになりますけれども、別紙スケジュールに基づきまして、お話させていただきます。

まず別紙スケジュールということで、市民や職員との意見交換の前にはそれぞれ行政部会もコミュニティ部会でも、検討内容についてすり合わせていただきまして、9月末に市長へ報告をいただければと思っております。このスケジュールでは18日となっておりますが、すり合わせ等々お時間かかるかもしれませんけれども、9月末日辺りにおきまして市長のほうへ御報告いただければと思っております。

まとめたものをベースにいたしまして、市民あるいは職員との意見交換を行っていききたいなということですのですすめていただければと思っております。

また、提言書は1月から2月末の提出をお願いできればと思っております。それで議会への報告ということで、それに基づいてそれから素案作成等々以下の通りですすすめていただければと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

委員会の開催日程でございますが、関谷先生にお越しいただいて

おりますけれども、9月以降でございますが、関谷先生から第3土曜日の午前中ということまでいただいております。9月18日ということで第3土曜日午前中、それからもう1日につきましては、皆さんに今日ちょっとお決めいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから参加条例、皆様から延期願ひが寄せられました。それに基づきまして、この体制で進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後ですが、第9回の会議録、延期についての会議でしたので、概要版でHPに掲載するということでもよろしくお願ひしたいと思っております。事務局からは以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。今お答えにありました関谷先生の御都合というのですか、これは第3土曜日、9月は18日ですね。10月は16日、11月は20日になりますが、これの午前中に関谷先生御同席の委員会ということになります。では、10時からということでもお願ひします。それからもう1日、2日、9月10月11月ということでもちょうど18日、16日、20日ですから、月半ばなので、特に皆さん、ご希望はありますか。できれば第1週の何曜日、ウィークデイになりますから、夜になると思いますが。では、そのスケジュールはあとにしたいと思ひます。

本日の議題ですけれども、2つ、両部会の相互理解、これは部会それぞれ行政議会部会と、コミュニティ部会と別々にやっておりますので、両部会が全体を通じて相互の理解についてということと、全体に関わる論点について、これは最初の部分はそれぞれの部会から今までの報告をいただきまして、そしてそのあと関谷先生からアドバイスをいただき、そして時間の許す限りといひましても一応3時半に終わるといふ予定で、時間があれば、皆さんで議論することですすめたいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

それでは、最初に今までだされてきた内容をCさんのほうからまとめていただいた、市民参加条例部会報告まとめ版、これに対して、それぞれの部会からの報告をお願ひします。

(C 委員)

このまとめ版についての注意点だけお話ししましょうか。

これはEさんのほうからいただいたものと、私どもコミュニティ部会のものをまとめました。共通部会は、修正なしでよろしいのですね。

(委員長)

はい、修正はないというふうに今度、これをまとめるという形になります。

(C 委員)

そうですか。それで一応ページと目次をつけました。目次はEさんからいただいた、行政議会部会まとめの目次というものをベースにいたしまして、一応コミュニティ部会のほうでそこに差し込んでいった形になっていますので、目次で5のコミュニティへの市民参加のほうはEさんにいただいたものにプラスされているのと、それから7の市民参加・協働推進のための環境づくりでEさんのほうでやっていたことに、合体上、ちょっと簡単に3、4、5、6を追加していますので、そこはちょっとEさんのものと違ってはいますが、これはもう1回全体の文章を見直す中で、目次の修正をしていくということで、とりあえずこれは現在のまとめたものと考えてください。

それからEさんからいただいた目次とちょっと違っているのも、例えば議会参加は市民参加の方法で行政・議会部会に参加の方法と書いてあったので、そちらにあわせました。それをちょっと御了承ください。

(E 委員)

これは、この形で決まったわけではないので。

(C 委員)

それから一応フォントはMS明朝に全部統一しましたので、それ

は御了承ください。ポイントもちょっと14ポイントを使っているものとかありましたが、12ポイントにしましたので、御了承ください。

それからちょっと一文字だけ文字化けがあったものを、私が直してちょっと直してミスしたものが7ページの上から8行目、ウの政策実施段階における市民参加で多くの市民を参加対象とする行事の企企画と書いてありますけれども、企の後ろの文字がちょっと読めなかったので、今Dさんに確認したら企画でいいということなので、企企画を企画に直してください。そこだけちょっと直してください。

まとめた上での注意点はそこだけです。あとはお願いします。

(委員長)

では、流れに従って1ページからいきますけれども。

(E委員)

ちょっといいですか。1ページといったのは前文と総則については何も議論していないですよ。ですから今日は、お互いの部分ですね、目次で言えば、3、4、5、6、7、8、この部分をお互いに説明し合って、質問しあって、お互いに理解を深めるという理解でいるのですけれども。1番、2番については多少理解もありますし、それについては部会ではなにも触れていないのですよ。ですからそういう段階ですので、このように御理解いただきたいと思えます。

(委員長)

それで私も細かく説明とか内容に云々ということではなくて、その流れというか、作業のことをちょっとここで話したいと。

(E委員)

ですから目次のところだけでお願いします。

(委員長)

前文から総則の目的、定義、それから基本理念、ここは私と副委

員長の作業になっていまして、行政議会部会、コミュニティ部会から意見をいただいています。ただし、これはかなりの部分が重複しております。その重複を省いてまとめまして、今日の議論を終えた上で加味するものは加味して、次回はここの部分をたたき台にして検討いただくという形にしたいということで考えております。ということをお願いしたかったわけです。そして4ページ以降の行政の部分についてお話をすすめていこうということです。お願いします。

(E 委員)

そうすると、次回までに行政議会部会として、この項目について何かできなくてはならないのですか。うちの部会としては、まだ何もないのです。

(C 委員)

ここには、7月15日に出されたものしか載せていないので、それを修正されるのであればやっぱり出していただかないと、と思いますね。

(D 委員)

それは部会として。まだ何もしていないのに。

(C 委員)

前回のは書いていますよ、私は。

(委員長)

では、行政議会部会の報告をお願いします。

(E 委員)

行政議会部会は目次でいいますと、3番の行政への市民参加、それから4番の議会への市民参加、それから6番の協働の推進、それから7番の市民参加・協働推進のための環境づくり、8番の市民参加・協働推進の組織ということで、一応前回、最終的な打ち合わせをしてきたのですが、欠席の方おありでしたので、ちょっと私にま

とめを任されたので、7番はIさんの趣旨を踏んでまとめ直しています。そういう段階で、ですから前回の見直し部分が文字として文書として決まったわけではないので、そこはご了承ください。

それで3番目、5ページからです。議会部会としてはまず行政の市民参加としては、ちょっとまた目次に戻りますが、1番の参加の対象、それから参加のタイミング、参加の方法、これは先生の提案を含め、各段階からの参加の方法というもので、4番の参加の対象と方法の組み合わせ、それから4番の市民等の政策提案制度それから5番、これちょっと番号が間違っています。4、5市民意見などへの対応、6項目にわたって書かれております。

行政への市民参加ということで、参加の対象は市民参加の対象は、可能な限りの行政活動であるとの認識のもと、軽易な場合、緊急的なもの、法令に基準の定めがある場合などを除き、次のような行政活動を対象にすべきである。アからずっとカキク、アは様々な市民ニーズから、何を選択し行政課題として政策化していくか決めていく場合、それからイ、総合計画に基づいた事業の実施の優先順位を決めていく場合、これは実施計画ですね。それからウが基本的構想、基本計画など行政の基本的な事項を定める計画を策定、または変更する場合、それからエ、行政の基本的な方針を定める条例や市民に負担や義務を課すなど市民生活に大きな影響を与える条例を制定、または、改廃する場合、オ、市民生活に大きな影響を与える制度の導入（規則、要綱、規程、指針を含む）、または、改廃する場合、それからカ、公共施設にかかわる基本計画などの策定や運営の方針、またはそれらを変更する場合。また、実際の運営、維持管理にあたる場合。キ、各種事業・行事を実施する場合、ク、上記の他、市民の関心が高い事項など（事業仕分け、事業評価など）、市民参加を行うことが必要であると認められる行政活動の場合、なお、市は、これらに限定せず可能な限り積極的に市民参加を行うという意思を明記すること。また、市民参加の対象としない場合はその理由を公表すること。こういうことを付け加えた方がよいだろうということで、これは参加の対象です。

それから2ページ目の（2）参加のタイミングですが、地域に顕在、潜在化している課題や多様な市民ニーズをすくい上げ、市が何

を政策課題として取り上げるかを検討する「政策課題発見」の段階から、政策課題解決のための計画案を作成する「政策立案」および「政策実施」、「評価・改善」にいたるまでの各段階において実施すること。これは先生のアドバイスもあって、政策課題発見の段階から入っています。

それから3番目が参加の方法(行政プロセス各段階毎の参加方法)これは先生からのアドバイスを掘り下げて、整備をし直しました。

ア、政策課題発見における市民参加、苦情・意見の積極的収集をはかる行政サービス全体、または特定のテーマやサービスに関する不満や提言を広く市民から求め、これらから潜在的市民ニーズも含めた地域課題を探る。課題発見の段階から市民参加する、もう1つは苦情対応機関の設置(窓口、電話、メールなどを媒介として庁内一本化をはかり、対応履歴を保存する)苦情対応を簡潔にする、それからタウンミーティング、アンケート調査、ヒアリング調査、地域データの収集・把握・分析、電子会議室、市長への手紙等、それからこういう段階、課題発見の段階で市民参加する、それからイ、政策立案の段階における市民参加、政策や施策、事業の方向性等を決める段階なので可能な限り市民参加で進めることが必要。具体的な方法としては、市民意見公募(いわゆるパブリックコメント)、審議会、協議会、委員会等、討議型の意識調査としては、(無作為に抽出した市民に事前アンケートをし、その回答者の中から募った参加者が、意見交換を行う討論会を組み合わせたもの)、それから市政モニター(成人市民だけではなく、小・中学生や高校生、大学生、市内事務所に勤務する市外居住者など幅広い層を対象にする)、意見交換会(一定の人数の市民が集まり、直接対面方式により意見交換を行うもので、市民と市、または市民同士の対話を行う)、公聴会・懇談会・シンポジウム・フォーラム、ワークショップ、アンケートなど。これが政策立案形成の段階における市民参加になります。それから今度は3番目ですが、政策実施段階における市民参加と。多くの市民を参加対象とする行事の企画運営、講演会等の開催、公共施設の設計・建設や施設の運営、維持管理などへの参加が必要、具体的な方法としては、実行委員会、協議会、検討委員会(市民とともに新たな組織を設立し、対象とする事業を実施する)、事業共催、事

業協力（市民と行政の間で、それぞれの特性を活かすような役割分担をして、一定期間、継続的な関係の下で事業を実施する形態）、市民スタッフ（施設の運営等にボランティアスタッフ等として携わる）、事業委託（本来行政が行うべき事業について、市民活動団体にそのすべて又は一部を委ねる）、指定管理者制度、という市民参加。それから評価、改善の問題では、さまざまな事業の実施にあたっては市民ニーズや地域課題解決に効果的か幅広い市民参加のもと、多角的な視点から結果や効果を検証し、改善につなげていく必要がある、ということでその趣旨ですが、その具体的な方法としては、「市民アンケート調査」などの市民の意向等を把握する調査の結果、「タウンミーティング」、「出前講座」での市民意見活用する、苦情等の対応履歴の活用、モニター制度、アンケート、企画・計画・実施段階で参加した市民からの評価実施、幅広い評価を得るということです。

それから事務事業評価、事業仕分けへの参加、そういうところの評価を通じて、改善につなげていくということが大事だと思っています。8ページの上から二行目の市民意見の公募（現在のパブリックコメント手続実施要綱を修正して盛り込む）から（4）の上のウまで、以上の明記した方法以外に、より効果的と認められる市民参加の方法があるときはこれを積極的に用いるよう努める。この全部で19行については、6ページの下のように具体的な方法というのがありますけれども、その下に米印が付いています。※市民意見公募（いわゆるパブリックコメント）と審議会、ここの下に19行が入ります。一応この段階ではここに入ります。8ページの（ア）市民意見の公募から、下から7行目の「…積極的に用いるよう努める。」とありますが、ここまでを6ページの米印のところに入れます。

（C 委員）

そしたら、審議会、協議会、委員会等はこのままなのですね。

（D 委員）

そうです。市民意見と審議会は、これは別立てでちゃんとやったほうがいいのかなどということもあるので、ここと関連した項目ですけども、項目立てとしては別立てですかどうかも、ちょっと整

理の段階で議論していただきたいと思います。

(E 委員)

一応、ここではとりあえずそういうこともありますが、8ページ目の審議会の(イ)、その下の(ウ)の、以上の明記した方法以外に、というところまで、上の(ア)から全て6ページの米印のところに書いてあるというふうに理解してもらわないと、整理がつかないので。従って7ページの評価の部分は、最後、7ページ1番下の企画・計画・実施段階で参加した市民からの評価実施、その次に8ページの事務事業評価、事業仕分けへの参加、ここまでが評価・改善段階ということですね。

それから後半になりますが参加の対象と方法の組み合わせということで、行政活動の種類、市民生活への影響度、参加の難易度などを考慮し適切な方法を選択する必要があります。この観点から、1つの対象となる行政活動に少なくとも複数の方法による市民参加を行うことが重要である。例えば、市民意見の公募(パブコメ)はすべての対象に行い、それ以外の方法を1つ以上行う、ということで、合計2つ以上の方法を行うというような、複数の組み合わせということですね。これを入れたいと思っております。それで当該年度における市民参加の実施予定を公表するとともに前年度の実施結果を公表する。ということで、組み合わせは、ここでいいたいのは、最低2つは、パブコメは必須、それ以外にももう1つ入れることを入れ込みたいということですね。

9ページ目、行政への市民参加の最後の2つですが、市民等の政策提案制度、これはかなり大きな柱になりますが、市民等が自発的な意思に基づき、自分たちの問題や課題を解決したり、住みやすいまちづくりのために自らの具体的なアイデアや意見を行政に提案できる制度であり必要な事項を条例に盛り込む必要がある。この趣旨ですね。市民が自発的に見た課題を解決するために具体的なアイデアを行政に提案すると。以下制度の骨子について、提案できる政策等、市の総合計画、基本構想、に関わる政策等とする。政策等の目的及び必要性、実現に向けた手法、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案できる。という提案制度ですね。それから提案手

続の方法。提案制度の手続の方法は2種類あって、1つ目は市民が市に自発的に提案を行う方法、18歳（13歳）以上の市民等で10人以上の連署による、または、市民団体が基本構想等に即した政策等について、自発的に提案する方法、市民が自発的に提案する方法。それから市が市民等に政策等の提案を求める方法、市が主役になって市民に提案を求める方法、さっきのほうは市民が提案を行うと。2番目は、市が、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表し、市民に提案を求める。だされた提案、1番2番含めてですが、提案を審査する。市民等、行政、専門家による第三者機関「提案制度審査会」で、提案された政策を総合的に検討し審査する。提案の内容並びに検討結果及びその理由を公表し、採用の場合は実施時期を明確にする。という審査をします。

（D 委員）

それでこの提案された審査会というのは、先生の前のご意見の中で、それはどういう制度設計なのかといったときに、後ろのほうで組織の関係で述べられていると思うのですよ。だから審査会提案組織として後ろのほうで整備していると思うけど、Iさんが整備してくれたと思うのですが、それが協働の提案しか載ってない気がしたので、政策提案制度というのはそういう形で後ろに載せていると思っていたのですが。

（E 委員）

これはあとで。

（D 委員）

はい、ではこれはあとで整理するという事と。

（E 委員）

そういう審査会で審査をすると。それから最後になりますが、市民意見などへの対応ということで、市民参加手続きをへて、市民等から出された意見や情報を総合的かつ多面的に検討する必要がある。

行政は表明された意見、提案、情報に対する考え方をとりまとめ、それらの検討過程及び検討結果を公表する。これもある意味の応答的關係ということになります。ここままで一応、行政への市民参加ということで、大きな3番の項目はここままで終わりです。

どうしますか。これ全部読みますか。このまま進めますか。どういうふうに・・・

(委員長)

いや、もうちょっと行政議会部会の説明を聞きたいのですが。

(委員たち)

時間が終わってしまいます。

(E委員)

どうしますか。やり方としては、全部流して、また後日ですか。

(委員たち)

いや、それは。

(E委員)

あるいは、1つ1つの大きな項目ごとに1つ1つ議論をするか。

(委員長)

今日は全体でということなので最初に行政議会部会にやっていただいてということ、申し上げています。

(E委員)

そうですね。少し長いですが、よいですか。では、説明をした後、先生からコメントをいただいて、それを踏まえながら質疑応答ということですね。すすめていきたいと思えます。

(I委員)

1項目ずつの方がよいのではないですか。

(G 委員)

もう次の項目ですよ。9 ページの最後で一区切りで、次の項目ですよ。

(E 委員)

そうです。大きな「3」が終わったので、どうしましょうかと。これから「4」に入るのです。

(C 委員)

一番いいのは、忘れないためにも、その都度やった方がよいでしょう。

(委員長)

ただ、それでやると恐らく私はこの回数は、9月いっぱいの今の予定ではとても前には進まないと思います。

(E 委員)

では、9 ページ、一番下、4、大項目 4 ですね。議会への市民参加というテーマで、これは J さんの担当で、まとめてもらって抜き出しました。趣旨は、(1) 趣旨、ア、議会は、流山市議会基本条例の「市民参加」に基づき、市民に議会の役割と責務を果たす為、議会情報を積極的に提供し市民との共有を図る。2 番目、市民等の「市民参加」の要請に応える為に、議会への「市民参加」の具体的機会を出来る限り数多く提供する。3 番目、市民等が議会等に参加し易くするための環境づくりを促進し、参加の機会に当たっては市民等の意見表明発言等に応答的關係を確保する。そういう趣旨で市民の議会参加を図ると。

(2) 参加の対象、議会における定例会、臨時会、常任委員会、特別委員会、議会報告会、国や県への意見書提出時等、様々な議会活動を市民参加の対象とする。

それから(3)参加の方法、請願・陳情については、委員会等において提案者が希望すれば意見陳述ができるものとする。議員発議

の市民生活に大きく関わる事項については、(仮称)「議会パブリックコメント制度」により、議会上程、委員会付託前に市民の意見を募り、結果を公表する。これは新たに入れて、行政側にもパブリックコメントというのをつけてもらったので、議会側にもパブコメをつけたらどうかということで、新しい環境で提案をすると。定例会、臨時会の終了時に「議会報告会」を開催し、議会の考え方、ホットな議会情報等を市民に提供し、意見交換を行う。国・県への意見書提出前においては、市民と「意見交換会」を持つ。議会への手紙制度、地域単位のタウンミーティング、アンケート調査、ヒアリング調査等により、市民の声を把握し結果を公表する。議会の政策立案に、より市民の意見を反映させるため、すでに設置されている「広報広聴特別委員会」の中に、直接市民からの意見を聴いたり、議会報告会や意見交換会等で出された市民意見を集約していく機能を(仮称)「市民広聴特別小委員会」としてもたせていく。また、当該委員会には市民委員枠を設け(公募)する。要するに参加の方法は、1番上は、もうこれは、議会が始まっているわけですよ。そのあとについては、議会がやっていない時でもこういうことができるという制度になっています。

(4)市民政策提案制度ですね。市民等が自発的な意思に基づき、自らの問題や課題を解決したり、条例に必要な事項を盛り込む等、住みやすいまちづくりのために自らの具体的なアイデアや意見を議会に提案できる制度とする。提案できる制度等、市の総合計画、基本構想に関わる政策等並びに議会の在り方に関わる施策等とする。基本的なところですね。それから政策等の目的及び必要性、実現に向けた手法、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案できる。イ提案手続きの方法ですが、市民等が議会に自発的に提案を行う方法として、18歳(13歳)以上の市民等(市民団体等も含む)が、10人以上の連署により基本構想等及び議会の在り方等に関わる施策等について、自発的に提案する。ウ提案の審査、議会と学識専門家で構成する「市民提案制度審査特別委員会」を設け、提案された政策等を総合的に検討し審査する。

(J 委員)

すみません、そこのところ議会と学識の学識をカットしてください。「議会と専門家で構成する」になります。

(E 委員)

学識だけカット。議会と学識専門家で構成するというのを、学識を外して、議会と専門家で構成するとなります。提案者がプレゼンを行うことが出来、提案の内容並びに検討結果及びその理由を公表する。採用の場合は議員発議として、行政への実施を要請し実施時期を明確にする。

これは、今のは市民政策提案制度ですね。議会への政策提案をして、議会で審査をしていくということです。採用されれば行政のほうで実施を優先してもらおうと。

5番目、参加の推進、ア議会は、市民等との意見交換会を行い、議会の勉強会、研修、視察等においても積極的に市民参加をさせる。一緒に勉強をしましょうよと。議会は、定例議会開催中に、誰もが傍聴可能になるよう、土・日開催日を設定する。3番目、議会は、定例議会開催中に、子供たちの傍聴の機会を積極的に設けると共に子供たちへの報告会も開催する。小さいうちから議会と政治に関心を持ってもらおうということです。

一応ここまでで議会への参加ですね。趣旨、参加の対象、参加の方法、市民政策提案制度、参加の推進この5項目について説明しました。

それでは次に5番目の11ページの下の方にコミュニティへの市民参加、これはうちのマターではありませんので、14ページの上から7行目に、大きな6として協働の推進というのがあります。これをちょっと説明します。

(1) 趣旨、協働の推進の趣旨ですね。上の共通部会を飛ばしまして、4行下に(行政議会部会)と書いてありますところの趣旨、「協働」は「市民自治」に基づく「市民参加」を推進するための、重要な方法の一つである。「協働」は多くの市民生活に影響を与える市民と行政の共通課題を解決するに当たり、片方だけでは解決が困難な場合に、互いの強みを出しあい、弱みを補い合って、連携、協力して活動することで、市民満足度の高い流山市の実現に寄与する

ものである。実施に当たっては、お互いの自立性を尊重し、良好な応答的関係により協議した役割を分担し、初期の目的を達成することが重要である。これが協働の推進の趣旨ですね。

それから2番目の基本原則ですが、これも14ページの1番最後に(行政議会部会)とありますが、15ページの頭です。「協働」は、次の「基本原則」に基づき実施する。ア、お互いの立場と特性を理解した対等な関係に務めること。イ、お互いの自主性と自立性の理解と、主体を尊重しあうこと。ウ、効果的解決のため目標を共有すること。エ、説明責任や参加機会確保のため情報を共有し、公開すること。オ、実施後評価を行い、今後に繋げると共に、公表すること。これは基本原則ですけれども、原則実施の基本方針といえると思いますが、その辺は次回にしたいと思います。

中段以降、この(3)、今は協働についての趣旨と、基本的な方針、原則みたいなことを、こういうことすすめていきたいと思いますというところで、次からは少し具体的になりまして行政との協働、これは市民提案と行政提案があります。まず行政との協働の場合の対象ですが、どういうことを対象にするか、多くの市民生活に影響を与える市民と行政の共通課題の解決策で、市民や行政だけでは解決困難なため、両者が、協働すれば解決可能なことで、市民提案の協働事業や行政提案の協働事業及び既存行政事業の協働化などがある。又、事業の後援や協賛がある。その他ちょっとあとで気がついたのですが、共済があるのですよ。そういうのを対象にして、協働しよう。この協働では、ここでも触れていますが、市民から提案する協働と、行政側から提案する協働の2つの柱でまとめてあります。まず、市民提案における「市民協働提案制度」ということで、これはちょっと一応制度設計みたいなものはしてあるのですが、かなり煩雑になりますので、どういうところまで表記するか、クエスチョンをつけておりますが、とりあえず今日のところでは載せておりません。

まず趣旨、この協働提案制度の趣旨ですね。市民団体が市民自治の趣旨に基づき、自らが主体的に、地域や分野別の課題を探り出して、行政と協働で解決することを提案する制度。分野別というのはある言い方をすれば提案ですね。ある意味福祉の分野とか教育の分野とか環境の分野とかそういうことですね。ではどういう人が提案

するのかというと、提案者の資格・・会則等や活動実績がある市内の団体。もう少しつけた方が良くのかなと思いますが、そういう人がやります。提出先・提案条件・提案方法。こういうことも一応制度設計してありますが、それから提案の時期ですね。審査会で説明できたり、異議申し立てができる、そういう制度です。

提出先は専任部署を設けて、参加、協働を説明しようという提案がありますが、提案条件についてはもうちょっと詳しく、公共的なこととかもあるので、それから提案の方法は、前にもありましたけれども、なぜ提案をするか、必要性、それから本当に協働だと実行可能なのか、協働するからには協働する効果があるのかということですね。コストどのくらいかかるのか、そのようなことを、あるいは期待される効果がどうかということを書いてもらおうと。それから受付は先ほどもちょっといいました、市民参加、協働にも専任部署、これは後ほどやります。それから受付、回付、審査会召集を担当してもらおうと。

審査機関は名称「協働提案審査会」、というものを掲げて、市民・行政職員・提案分野の専門家で構成する。提案の審査、採決、異議申立てについての再審査を行う。行政不採用の再審査。

行政部署は審査会からOK、採択されたものはまわってきますが、それを採用、不採用を決定できる。不採用の場合は理由をつけて返却する。その返されたものを、先ほどいった審査会でもう1回、異議申立てを受け付けますので、そこでやっていく、今度は2回目の採用と、審査会が採用するという答申をした場合は、実施部署は必ず採用しなければならないという実施を義務づけるという制度です。

それから実施に当たっては、「趣旨」と「基本原則」及び「パートナーシップ指針」に則って円滑な推進を図り、効果的に目的を達成する。報告は、事業終了後、報告書を提出し公開する。

評価、後記の「協働推進委員会」で評価し、今後につなげると共に、公表する。これが大まかな市民が提案する協働提案制度です。

次は行政の提案で行う協働ですね。趣旨は行政の発意と市民の「協働化」の要請により、今、当然、市は協働なら協働でやりたいといってくる場合があるのですが、市民からも今やっている事業を協働化したらどうという、協働化の要請により、新しい行政課題の解決

の「協働」と既存事業の「協働化」を行政の提案で行うもので、行政は「市民参加」の推進のため、積極的に採用しなければならない。これが趣旨ですね。

それから公募については、協働のパートナーは公募による。但し、専門性の高い案件は、指名できる。

応募、応募は、原則として法人格のある市民団体とする。

決定、目的達成可能性、コスト等を十分検討し決定する。

実施、実施に当たっては、「趣旨」と「基本原則」に則って円滑な推進を図り、効果的に目的を達成する。

報告、事業終了後、報告書を提出し公開する。

評価も前と同じように「協働推進委員会」で評価し、今後に繋げると共に関係各所にフィードバックして公表する。というわけです。

その下に、議会との協働削除となっていますが、これは削除です。議会との協働はありません。これが16ページですね。それからあと、行政との協働と市民同士の協働というのをあげておりますが、2つ目の市民同士の協働については、趣旨、地域や分野別の課題を解決するにあたり、単一の団体の力だけでは、実現や効果に限界があり、複数の団体が「協働」することによって、「強み」を出し合い、「弱み」を補い合うことで解決できる。基本原則は「協働の基本原則」に基づく。留意事項としては、できるだけ異種団体との協働で新パワーを創造する。同種間の協働ということもありえるのですが、私の経験でいくと異種間での協働のほうが思わぬパワーが生まれるということが多々ありますので、これを提案したいです。それから環境づくり、成功例の発表会の開催、市民活動推進センターの機能発揮と活用、今、市民活動推進センターと協働ということで活動していますので、さらなる充実を期待するという事です。48:24

それから5番目、「協働」推進のためということで、今まで述べてきた行政提案型の市民から提案する協働、行政から提案する協働、それから、そういう行政との協働ともう1つは市民行政との協働ということを書いてきたのです。さらにそれを推進するために、行政と市民側と両方が一緒にやっていく。行政側としては市民、職員で構成する「協働推進委員会」を設ける。必要に応じて、横断的な複数部署の関与を図る。これはプロジェクトチーム的なものですね。

縦割り行政、縦割りの組織、それから民間から人を集めるということですね。それから市民活動団体へ支援を行う（拠点・人づくり・資金等）、協働希望団体を登録して活用する。これもいいのではないかと思います。それから市民のほうで推進することは、市民団体づくりを促進する。場合によっては、協働目的の団体も良いのではないかと思います。組織としての「協働」の合意形成を図る。これは例えば自治会もそうかもしれませんし、NPOもいろんな分野のNPOがあるので、きくところによると、ある環境の団体では俺達は環境を良くしようと思ってつくった、そういうミッションを持っているのに、なんで市役所の仕事をしなくてはいけないのかというようなことで、内部の合意形成が図れないがために話が進まないということもよくありますので、そういうことをこれで防ぐことができるのではないかなと。それから、組織としての人、もの、金、情報の強化を図る。そういうことで、協働を進めていこうという提案でございます。

ここまでで大きなテーマが3つですね。行政への市民参加、議会の市民参加、協働の推進ということです。それで、この6番のコミュニティにおける協働については、コミュニティ部会さんの方になりますので省きますが、7番目の、18ページ。

（委員長）

Eさん、ここから環境づくりのところはですね、共通、行政、コミュニティそれぞれのところに出ていて、相当重複しているのですね。ですからこれは、重複している部分をまとめて整理をしますので、これは、整理したあと、議論したいと思います。

（E委員）

では、8番はどうしますか。

（委員長）

この部分はちょっと整理しないと。1つには時間の問題もあるのですね。このあとCさんの……

（E委員）

ですから、7番は良いのですが、8番はどうしますか。市民参加・協働推進の組織ですが。

(委員長)

ここだけはおさえたいというEさんのほうで、重視したい、強調したいということであれば、8番はちょっとお話いただけますか。

(E委員)

これはちょっと私のほうでもちょっと生煮え的なこともあって、少し漏れがあったりしているのです。ですからここも含めて、もう1回整理した上で、7番、8番をやれば、先ほどDさんが気になさった提案審査会がもれたりしているのです。

(C委員)

8番は今までの説明と関連しているようなので。

(E委員)

説明の中に入っている委員会等の位置づけなどをしているのです。

(D委員)

ちょっと簡単に説明してもらえますか。

(E委員)

20ページの8番ですね。20ページの真ん中、市民参加・協働推進の組織。下のほうに、市民参加協働推進専任部署の設置、これはもう最初からずっとあった話なのですが、設置として市民参加・協働の推進のため、庁内に市民参加・協働推進専任部署を置く。これはあちこちのホームページみると、守谷市でも、市民参加協働推進課という専任課があります。当然こういう専任部署がないと、なかなかすすんでいきそうもありませんので、実効を担保するためにも必要です。専任部署の役割としては、市民参加・協働に関わるすべての業務を担当し、「市民参加」と「協働」が円滑に推進するように努める。具体的には、(ア)市民等と庁内及び議会の「市民参加」

と「協働」の窓口となり、パイプ役、調整役を果たす。それから（イ）「市民政策提案制度」及び「市民協働提案制度」の受付を初め事務局を担当する。21ページ、（ウ）「協働推進委員会」や「提案審査会」の事務局を務める。これは、またあとででてきます。最後に（エ）複数部署が関係する場合は、コーディネートを行い、プロジェクトリーダー的な役割を担当する。これが専任部署の役割です。55:10
それから、それに伴った外部的な付属機関ですが、まず協働提案審査会の前に、さっきDさんがおっしゃった政策提案審査会、これがちょっと抜けているのです。アの前に。

（D 委員）

市民参加制度でよろしいですね。

（E 委員）

市民政策提案・・・

（D 委員）

前は全部提案審査会とまとめていたのね。それがどうかしたらここに書かれていたから、それでしたら私が別に書かなくてもいいのかなと。ただそれを1つの機関にするとか、別々にするのか、それ辺は全然議論できていないですよ。だからとにかく提案制度審査会として協働と市民参加もあるという形で、今のところ説明されていたらどうでしょうか。

（E 委員）

審査会の中には、議会に出す提案制度もあるし、行政にだすもの、それから協働提案制度があるので、その辺を全部一緒に審査会でやるのかどうかという議論もあるのだけれども、とりあえず政策、市民政策提案審査会、これは行政にだすものですね。それから協働提案審査会、2つがあるということですね。それからもう1つは、先ほどから説明しているのですが、市民から提案されたものを、片方は政策提案、片方は協働提案ですが、これを審査するというのでやるわけですね。

それから2番目のイ市民参加・協働推進委員会、これは市民と行政職員数名により構成し、アドバイザーを置く。市民提案と行政提案の「協働」が十分に行われているかを把握し、適切に措置すると共に公表する。「市民参加」と「協働」についての市民等からの苦情の処理を行う。「市民参加」と「協働」についての評価を行い、今後に繋げるために関係者にフィードバックする。これはあとで補足したいことがあります。

最後に評価ということで、この推進委員会は参加も協働も全て含めて、この条例が、この条例どおりに守られているかどうかをチェックして、推進してもらうことになっているわけですから、当然のことながら、これがうまくいっているかどうかという評価をしてもらうということです。まずは、a. 条例の運用状況の把握及び評価、(a)市民からの政策提案や協働提案の採用と非採用件数、(b)「市民参加」や「協働」の実施件数、(c)「市民参加」や「協働」の評価ですね。それから2番目のbですが、上記の年2回と必要に応じた時の公表、c. 市民からの「市民参加」についての、評価と意見の収集、d. 他の類似団体との関連の検討、e. 条例の見直し、改正及び廃止についての提言ということまでを、ピックアップしていたらどうかという提案です。

訂正してください。20ページの下から2行目の(ア)の「市民等と庁内及び議会の」の「議会の」を削ってください。

以上で、時間の関係もあると思うので終わります。

(委員長)

ありがとうございました。ではちょっと小休止を入れて、5分休憩を入れたあと、コミュニティ部会のもお聞きしたいと思います。

(D委員)

先生からの御指摘は部会ごとではなくて、全部ダーツといくのですか。それでは、たぶん時間になってしまうと思うのですよ。だからせめてこの行政部会のほうだけでも先生からのコメントをいただいて、それからコミュニティ部会にしていかないと、ダーツとやったら足りないと思うので、一応ここで、行政部会のほうのコメント

は先生から最低分だけはいただくということにしてはどうですか。

(委員長)

先生は。どうですか。どちらでも可能ですけれど、部会ごとにやっていたかどうか。

(関谷先生)

部会ごとの方が良いかと思えます。

(副委員長)

では、5分休憩を入れてそのあとでいいのではないですか。

●休憩●

●再開●

(委員長)

はい、それでは時間になりましたので、では、先生の行政議会部会の方の提案に関して、あるいはそれを基にご意見をお願いいたします。

(関谷先生)

この全体の理念とかはとりあえずおいておくということなので、今の行政議会部会の報告について、ちょっとコメントさせていただきます。

1つは今の御報告の中に出てきたものではありませんけれども、この4ページ、行政の責務と役割、議会の責務と役割、それをどういうふうに位置付け方がいかなということ、今後ちょっと議論になってくると思うのですけれども、これは一般的に書くやり方もありますけれども、行政への参加、議会への参加とありましたけれども、その部分にそれぞれ責務規定を設けるという描き方ももちろんわかりやすいかなというようにも思いますので、つまりこの局面において、行政はということをちゃんとしなくてはいけないというような、そのほうがもうちょっと具体的に責務規定のところを明

確にできるかなと思います。4ページのこの(4)、(5)の位置づけは、両部会かかるのですけれども、位置づけをちょっと工夫してみるといいかなというふうに、まず思いました。

そのうえで、行政参加、5ページ以降のまず参加対象は基本的に網羅されているかと思えます。その次のページ、(2)参加のタイミングですけれども、これは恐らく8ページの(4)の参加の対象と方法の組み合わせとかなり連動してくるのかなというふうに思いますし、どの案件についてどの段階で参加をしていくのが最も功を奏することになるのかということが、1つ問われているということがありますし、もう1つ今日の報告の中では、もしかしたらなかったかもしれませんが、このタイミングだとか組み合わせというのは、誰が決めるかということは、結構大事なのですね。これも1つは、行政が業務をすすめていく中で、これはルーティーンとして、この段階ではこういう手法で、市民の意見を募りますという一般ルール化してしまう、これは組み合わせとかタイミングというより一般ルール化してしまう。どんなことにせよ、この段階においたら必ず意見を募らなくてはいけないという、こういうやり方もあります。あとはこの部分で一応2つ以上の方法をとという言葉がありましたけれども、何を選ぶのかというのが、たぶん一般的に普及しているやり方というのは、行政が決めるやり方ですよね。だから、行政の悪口をいうわけではありませんが、あまり大変ではない手法を選んでやるという。だから本当にこのテーマを議論するのにこの手法がよいのか、逆にいうと、もっと違う、このテーマの時はこの手法でやったほうがいいのだという、その辺の判断を誰がどういうふうにするかということとはもうちょっと詰めたほうがいいのかなと思うのですね。だからこれを行政がというふうなままにしておいたほうがいいのか、仮に推進専任委員会であったとしても、この参加組み合わせとか、タイミングに何々委員会が判断するとうことも描く方がよい。

(C 委員)

それって、条例にこと細かく書くイメージを私は持っていたのですけれども、要するにこういうことをやるときは、必ずこれとこれ

をやるというふうに縛ってしまっていて、行政の裁量をまったくなくするということを考えていたのですけれども、そこまではきついでしょうか。

(関谷先生)

つまりそれは、原理的わかるのですけれども、ただもう一方である種のスピードと機能性とそれから専門性と、それを組み合わせて、その時にどんな判断するのかといった時に、この市民参加だけで全部やったほうがいいものと、そうではなく行政がリーダーシップをとってやったほうがいい部分というのがあると思います。だから全部それをというのはちょっときついなという気はします。

(C 委員)

行政も人が変わったときに裁量性があると、市民が思ったより全然違うことやると困るから、それに対してはいいのではないのと。

(関谷先生)

一般化ルール化すべき部分として、どこを入れておくのかというのはちょっと詰めておかないと。その何とか委員会のところで協議するというにしておけば、その裁量を減らすということとはできると思います。

(D 委員)

マッチングルールというのも、ちょっと考えたのですけれども、ちょっと硬直化し過ぎるのではないのかなというふうに、例えばこういうときにはこれで、と決めてしまうとそれ以外の新しい考え方とか新しい発想を反対に排除することになるというので、むしろそこで自分なりに考えたほうがいいのかなというのもあるのですよ。

(関谷先生)

そうですね、むしろそのほうがいいと思います。

(E 委員)

こんなこともありますよね。あまり現実にとじこめてしまうと、それだけに縛られるということもあるでしょう。ですからむしろ抽象的にしておいたほうが、幅広くどちらも利用できる、解釈のアローワンスをもつ方がよいのかなと思います。

(関谷先生)

だから何とか委員会というものをかませるとすると、それで柔軟性が出てくると思いますし。

(C 委員)

基本的には行政の裁量性というか、人がかわった時の裁量性をできるだけ配慮して……

(D 委員)

裁量性ではなくて、恣意性でしょう。

(C 委員)

それをできるだけ配慮して効率のいい方法であれば、いいと思いますけれども。

(関谷先生)

それから参加の方法で、行政プロセス、各段階毎の参加方法ということで、6 ページにありますけれども、この中で基本的な手法はこれでいいと思うのですけれども、前の論点として出ていた1つに無作為抽出型の、あれはけっこう大事なものかなと思って、あれがちょっと御存知のない方に簡単にちょっと申し上げておくと、ドイツとかでけっこう普及している考え方で、日本には少しずつ入りはじめているものなのですね。これは無作為抽出ですから、基本的には住民基本台帳から本当に無作為に選ぶ、イメージとしては例えば1つの案件、都市計画をどうするかとか、もっと具体的に路面電車をどうするかとか、そういう具体的な一種、ないしは何らかの計画について市民の意見をもらう。その場合に、意見をもらうにあたって、無作為抽出ですからいろんな立場、いろんな世代、男女、いろ

んなものを含めた多様な要素をその中に反映させることができると。形態としては例えば4日間、イメージして4日間のうちに1日、学校の授業のように、例えば5時間とか6時間というコマを決めて、それを4日間やるわけですね。そのメンバーがだいたい25人くらい、それが1つの会議をつくる。それが案件によっては4つとか、6つとかいうふうにして、そういう1つの会議というものが、4日間だったら4日間、1日6コマで進む。その内容というのは市の由来や歴史みたいなものから始めて、地域の現状とか、その中でこの問題が今こういうふうなことで問われている、それに関係するまづ、行政の担当課とか、あるいは学者とか、地域のいろんな利害関係者の方々にそれぞれのコマで話をしてもらって、こういう考え方があるということを書いてもらう。さらに今度、その25人の委員さんたちは、それを聞きながら質疑応答する。そしてさらには、現地視察に行って、現状はどうなっているか、これもコマに含まれているのです。そういうことを1通りやった上で最後、それを4日間のうち3日間やった最後の1日はそれらを含めて、そのメンバーで意見交換をして提言書をつくる。それを市長までに提出する。こういう手法が、1つ紹介されつつあるやり方で、これは市民参加といってもどうしても一定の人だけになってしまうとか、意見の偏りなどとよく批判されますが、これはまさに住民基本台帳から、だいたい、多いのは18歳とか16歳以上ですね。もっと低い場合もあります。要するに子供たちも含めて選んでいる。これは例えば25人の会議を4つつくるとすれば、100人ですよ。そしたら、そのだいたい10倍くらい、1000人くらいに招待状を送るのです。そして、そのうちのどのくらいが応えてくれるかどうか。外国の例を見ていると、けっこう返信率が高いです。そういう方法もあります。それから、これはしかも有償です。これがまたほかの市民会議のパターンとちょっと違うところです。有償でやります。三鷹で一部取り入れていたりとか、いくつかの自治体で取り入れはじめています。

(C 委員)

三鷹は最初全然人が集まらなかったようです。2回目は集まったと聞いていますが。

(関谷先生)

それはただもちろんそういう有償型のそういう市民会議を開いて、無作為でいろんな御意見を聞くという、ただ小学校でやっている例というのは、それをやるために事前にワークショップを開いているとか、市がマスメディアを使った広報をかなりやるのですね。そういう雰囲気をつくった上で招待状を出して、というようなことをやっているのです。そういうこといろいろ込みで1つの手法ということなのです。一応これは提言書ですから、あくまでも市長に対して提案をすることで、あとは市長なり議会がどう受け止めるかということですから、そういう方法もありますのでちょっとその辺もあわせて検討していただければよいと思うところです。

それからもう1つは7ページのところで、評価・改善段階というのがありますけれども、よく市民参加というと企画の段階とか実施の段階で参加ということは、かなり普及してきましたけれども、この評価の段階の参加というのは、かなり大事なのです。今日も事業仕分けをやられていて、公開でやられているということですが、私は、一步それをもっとすすめるべきだと。つまり市民参加を本当に浸透させる、そして市民の意見を事業運営の中で反映させるとすると、実は評価の部分がかかなり大事で、評価の中に市民が参加することによって、初めて問題がみえてくるということなのです。つまり事業やって事業の成果云々ということだけの評価ではなくて、その事業をやることによって改めてこういう問題があるんじゃないのというのがいろんな角度からあぶり出されてくる。では、その問題を踏まえて、では、次年度以降はどうするのか、同じ事業を継続した方がいいのか、それとももっと問題に即すような事業に組み替えていくのか、こういう契機が今の日本の自治体で広まっている市民参加の中でまだまだ弱いのです。だから参加、参加とはいっても、実質的な部分になかなか及んでいないという部分があるのです。ですからここの接続をどう考えるかという点ですね。あるいは、行政の施策へのフィードバック、これをこの段階において、どういうふうに結びつけていくのかということなのです。ですから、こういったこともあるので、先ほど行政の責務をどうするかといったときに、

今（３）の部分ですけれども、この最後のところに行政責務というのをまとめて入れておいて、そしてその行政責務の中に、例えばフィードバック部分を、フィードバックするとすれば、どういう形でフィードバックするのかということ織り込めるのかどうか、これはちょっと今後行政とのやりとりの中で少し詰めていったほうがいいかなとは思っています。この部分を少しクリアにしておかないと、実質化していかないかなということは懸念されますので、その点をちょっとご検討いただければと思いました。

８ページの（４）は先ほどの（２）と合わせて、一応考えてはどうかということなのです。

それから９ページの（５）市民等の政策提案制度というのは、これはあとで協働に出てきますけれども、ちょっと改めて整理したほうがいいなと思うのが、９ページの（５）市民等の政策提案制度というのは、これは行政がやるべき政策を市民が提案するということじゃないですか。

（D 委員）

違います。結果、たぶん協働とかぶると思えますけれども、結果、それは行政がやったほうがいいという場合もあるし、あるいは市民と協働でやったほうがいいかもしれないし、というふうな、とにかくそういう提案ということで。幅広い提案ということなのです。

（関谷先生）

私が先ほど聞いていて理解したのは、これはあくまでも、行政がこうやるべきだということをも市民が提案をする、それから協働の部分では、協働としてこうやるということをも市民が提案すると、住み分けているのかなと。

（E 委員）

説明、言葉が足りなかったのですが、今Dさんが言ったみたいに、ここの政策提案制度は協働するかとかそういう概念ではなくて、誰がやろうが政策としてこういうことをやったらどうですかということをも提案する。それは協働でやろうが、市が同時だろうが、場合が

あるでしょうしね。すごく広義な、そのあとからでてくる協働は先ほどの趣旨にあるようなことで、だから協働するのだということになります。

(関谷先生)

では、この(5)というのは、あくまでもいろいろな方向に展開しようということですね。

(E委員)

そうです。

(D委員)

それはそういうところまで書いたほうがいいですか。

(関谷先生)

趣旨としてそういった部分はクリアにしておいた方がよい。つまり、その提案がどう受け止められて、評価されて、どういう実施の方向にいくか、それはもちろんクリアしたものでなくては実施の方向にいかないでしょうけれど、どういうふうに検討されるのか、これはあとで出てくる何とか委員会との関係で、どういうふうに評価されるのかということで、そこでこれは行政がやるとか、これは協働で提案、これは市民が自主的に自分の手でやる、ここはいろんな方向性が見えてくるでしょうから、それを検討する場とか手続きというものをどこの場所がいいかと、1つはここに入れるというものもあるでしょうね。協働はあとで出てきますから、協働の部分抜いた形のものをここに入れておくのはいいかもしれません。ちょっとその辺の範囲がどの辺まであるのかなということが気になって、趣旨はわかりました。私もそれには賛成です。

あとこの9ページの(6)の市民意見などへの対応というのを、これを要するに責務と一緒にあわせて、まとめてしまうという方がいいかなと思います。

(D委員)

そうすると責務というのはかなり具体的に書き込んでもいいのですか。原則論としていうよりも、むしろこういうふうな関係の中で具体的なものを行政の責務として書きこむ、そういう形の責務でいいのでしょうか。

(関谷先生)

もちろん理想からいえば、盛り込んだ方がよいでしょうけれども、逆に細かすぎると行政が動けなくなる場合がある。つまりどの段階での市民参加といったら手続きだけでも膨大な量になってしまうので、業務が全然まわらなくなってしまふ、そういうことは容易に予想されることですので、どこまでを条文化して、どこまでをぼやかしておくかは、やっぱりちょっと今後の詰めで、調整はしたほうがいいかなと。ただあまり抽象的だとちょっと実効性がなくなってしまいますので、その辺をちょっと。

(E 委員)

項目ごとにいれていけば、その抽象的なことというのは解消されますね。こういうことについてこういうことをやればいいということですね。わかりました。

(関谷先生)

それから今度議会のほうですけれども、議会参加の部分で10ページの(1)の趣旨とあるので、もしここに趣旨を入れるとすれば、行政参加の冒頭のところにも趣旨を入れておいたほうがいいかなと、感じとしては。最初、確か、対象から入っていましたね。それから議会参加はこういう趣旨ですよと、行政参加はこういう趣旨ですよというように入れておいた方がよいと思います。まず全体的にいうと議会がどこまで認めるかなという感じはありますので。

(E 委員)

それもまた書きながらね。

(関谷先生)

ですから最初やるときには、多少理想的なことでもいいと思うのですね。参加の対象も方法も基本的にいいと思います。ただ1つ入れておいてもいいかなと思うのは、行政監視という部分を住民と一緒にやっていくということですね。これは協働でいれてもいいのかもしれませんが、先ほどの話だと協働の中には議会はいれておかないということでしたから。

(E 委員)

具体的にやるとなると難しいのですよ。

(関谷先生)

確かに。ですからちょっと協働で議会を独立させるのがちょっと難しいということであれば、ここに協働的な要素を入れて、住民と議会が一緒になって行政を監視するということですね。あとはもう1つ入れてもいいかもしれないのは、議会の苦情処理。議会へ対するということでもそうですし、今行政としての苦情処理部門はありますけれども、議会としても一般的な苦情処理を受け付ける。

(E 委員)

議会がうけつける。

(関谷先生)

議会が受け付けるようなところがあってもよいのではないかと。

(D 委員)

それはどちらかというところと公聴広報委員会の中で、苦情とは書いていないけれど、直接市民からの意見を聴いたりということで、それでそこで集約するということだとあまり明確ではないですか。

(関谷先生)

苦情、広い意味ではそれを含めていいと思うのですけれども。

(J 委員)

逆にいうと、苦情を含むというような表現でうたって、そうすれば、逆に苦情処理というものを出してしまおうと、なんかその仕組みだとか、形成そういったものでまた非常に付加するものが多くなるのではないのかなど。

(関谷先生)

ここはちょっと表現の問題かもしれないですね。趣旨として含まれているということであれば、問題はないと。

(C 委員)

そういうので、条例ではなく解説文の中にその苦情というのを書いたらだめですか。もし、そういうことがはばかれるのであれば。

(関谷先生)

いいと思います。

(E 委員)

われわれの提案の段階ではいいのではないですか。

(D 委員)

提案の段階ですから、行政の方がテクニックとしてどうするかということはあるでしょうけれど、まだ私たちの段階では、ここは入れておいた方がよいのではないですか。

(関谷先生)

提言書の段階では入れておいた方がよいかもしれませんね。

それからあと(4)市民政策提案制度ですけれども、1つは、もちろん議会として、どう自治条例をつくるのか、議員提案型のものがつくることができるかどうかというものが問われていて、それとの関わりで市民からもいろんな政策提案をする、場合によっては市民が条例を自分たちでつくって、その条例を議会に直接上程するというふうなこともなくはないですね。ですからその辺の形をどうするか、それも市民が議会のほうに委ねるようにするのか、それこそ

普段、何とか委員会ということを経に介在させながら少しもむということをしたほうがいいのか。これ今のところ10人以上の連署ですから、10人集まって条例つくったらすぐ議会に出せるということがいいかどうか。それは非常に熱心に勉強された方が集まってというのはいいけれども、そうではなかったとしたらどうするか、それは議会の方で検討の段階で採用する、しないというふうなそういう判断をするときももちろんありえますけれども、ただ今度議会といったら政治の問題ですよ。そうすると政治的な文脈に市民の提案が左右されて、ということも懸念されるので、そうするとなんとか委員会というのをはさんだ方がいいかなという部分もある、だからそこは、そのプロセスをどう考えるかというのは、ちょっと詰めて考えていいところかもしれません。

(J 委員)

間にはさむ委員会というのは、ある程度第三者的な部分を入れないと、公正性というのが持てませんよね。

(関谷先生)

どうしても議会に提案するというのは、政治的権力闘争に巻き込まれることがあるわけですから、それでも一応そのルートを開いておいて、それを承知でだすということを保証しておくということでもいいでしょうね。それでだめだったら行政に提案するとか、それは市民が自分たちで判断すればいいということでもいいのか、もっと議会への提案のプロセス部分をよりクリアに明確にさせたほうが、いいのかどうかということですね。ここは、これの事例はたぶん今の日本にたぶんないことなので……

(D 委員)

第三者委員会というのも、最初、Jさんが提案されていたのですよね。だけどあまりにもこれは議会の革命的過ぎて、ちょっととても受け入れられないというから、そこは議会にお任せしようというレベルまで下げたのですよね。第三者委員会というのはその辺どうなのですか。

(関谷先生)

議会は決定機関ですから決定機関の部分に、市民があるいは中立的な委員会であれ、関与するといったら、議員さんは相当……

(J 委員)

前提で、自分たちは市民に選ばれたのだという前提があって、それがすごく重いのではないかと思います。

(関谷先生)

そこはちょっとどこまで踏み込むかという論点はあると思うのですが、理想的なことをいえば、そのプロセスを充実させるというのもあるかと思います。ただこれは実際問題でこの条例が議会を通らないと、日をみないわけですから、そういう意味では、後退させられることも予想はされるということです。

次に協働の部分ですけれども、普通は、これはコミュニティ部会との関係になるかもしれませんが、1つは市民と行政この二者間関係における協働を限定することでいいのかどうかですね。一応行政議会部会としては、この協働については市民と行政の二者間における協働というように、議会参加の部分があるので、ここではあえてそっちは入れないという考え方もあると思いますし。

(E 委員)

そうですね、はじめは議会参加ということも書いたのです。3本立てだったのです。行政と市民の協働、議会との協働、それから市民同士の3本柱でやっていたのですが、どうも、議会と一緒に協働するというのが、なかなか難しいのがあるのではないかと。そこでその前に議会参加というのがありましたから、これがかなり担保されれば、協働しなくてもいいのではないかと、最後の最後でやめたのですけれども。

(J 委員)

今先生が先ほどもチラッとおっしゃった、協働的なものとして、

でもやっぱりそれって監視機能も1つの偏見みたいに見えてしま
し、私は議員そのものが、いつも自分たちは監視機能をもたされて
いるなというのがあるから、そればかりはつまらないというのが
われわれの意見であるのですね。だからそれから先の協働という
ところまで、つくりだそうとすると、ちょっと無理があるのではない
かなというふうに思いますから。

(E 委員)

議員の機能として、役割として、行政監視機能と議員立法と、議
員がからんで決めたと、どうも、流山市だけではないけれど、どう
も議員の方が弱いではないかということで、それで、何とか市民と
しては、もう少し力を発揮してほしいという思いがあるので、では、
そのためにどうしたらいいかということにかえてくるのですよね。

(関谷先生)

恐らくたぶん行政参加であれば、行政参加のある程度の流れがあ
って、その流れの中で協働を展開すると、そういうことがあります
から、そういう意味では、議会参加というのは、まずやって、まず
はそこが窓口。

(E 委員)

先生がおっしゃった通り、議会は、最終決定機関ですから、それ
と協働するというのは非常に難しいし。

(関谷先生)

おっしゃる通り。

(C 委員)

そうなのですけれどもね、さっきEさんがおっしゃったように、
議員立法というのは非常に少ないですよ。それを活発化させるた
めに市民が協働で入って行って、その立法作業と一緒に協働する
という分野はないですかね。政策提案制度だけど、おそらく提案でし
ょう。そのあと議会にかける段階の協働作業をするという意味の協

働というのではないのでしょうか。

(関谷先生)

理論的なことを言えば、協働的な形でやったものも含めて、最終的に議会が決定するということがありますから、市民が参加する協働をも、ある程度それ自体一緒に評価されなくてはならない。それを踏まえて決定するということがあるから。基本的にはこれである程度

(D 委員)

ここまで担保できればかなりすごいですよ。

(J 委員)

他の市にないですよ。

(E 委員)

全てが課題発見からなのです。議会もそうなのです。監視は別として、特に地域の課題とか、提案からの課題とかね、それも議会なりにやっているといいたいくなるわけですよね、それを一緒にやろうよというのが入っていますから、それが政策提案ですね。だからそれをきっかけにして、議会と一緒にやってよと言っていけば、それが協働でやったことになる。

(D 委員)

協働の種になる。

(関谷先生)

さっきちょっと市民提案との違いはどうなっているのかというのを、先ほどの御説明で納得はしました。あとは協働事業の内容について、これは市民が提案をして、その市民が提案をしたものについて具体的にどう想定するかですね。つまり今一般的に普及している市民協働の提案制度、協働事業というのは、市民が提案したことに対して例えば年間50万とか100万の補助金を出していくという

ふうな支援型のパターンですね。ですから、1つは支援型のパターンがこの中に想定されてはいるのですけれども、それ以外にも提案をして1事業として作りあげてしまうというふうなことをも想定しうらと思うのですけれども、この場合この協働事業の形というか内容はどの辺を想定されているのですか。

(E 委員)

2つあるのですけれども、1つは役割分担をして、この部分は行政が、この部分は市民がという形で、目的は同じで、2つ合わせるというやり方、それともう1つは、例えばお金だけ、財政的なコストがかかる部分だけ支援するから、民間、市民でやってくれないかというのもある。要するに、私が想定しているのは、片方だけでやっていたら、どうも解決しないことが、両方くっつくと解決しそうだというものを想定していますよね。だから形もそうなると思うのですね、あるいは例えばお金ではなくて、なにかノウハウとか、あるいは物とか、拠点などを支援してくれるとか、そういう事業の場を行政はつくってくれる。あとは、運営は市民がやってくださいというような形です。

(関谷先生)

そうすると行政の側からみたときに、どういうふうに予算をつけるかですね。それを想定したときに今ある、ある程度普及しているものというのは、担当課のところに、支援制度として500万とか1000万とかお金をつけて、それを基にして市民から提案を募って、審査を受けて採択された団体に幾らとか支援をしていく、これを協働事業だとかよぶパターンが今のところ多いですね。それはそれで1つあり得ることだと思えるのですけれども、そうではない形だとすると、お互いに弱い部分、強い部分が補い合う、補い合うというのはその既存の事業についても、そういうことを考えるのか、それともあくまでも協働事業という形で、別途予算を考えるのか、その辺はどうでしょうか。

(E 委員)

既存事業にも、協働を図っていくと、市民がみて、これは協働でやったら効果があるのではないですかと、今市がやっているけれど、コストがだいぶかかっているから協働してみませんかと、協働化を要請するというサジェスションも、想定に入っています。

(関谷先生)

そこはいろいろな計画なり、本当にゼロから市民たちが考えた提案について、うまく役割分担しながらやっていくものと、その既存事業の中で、ここはもっと一緒にやったほうが従来のやり方よりいいのだと考えたいのか、そこはいろんな可能性がある、そういうふうに思います。

(E 委員)

予算も

(関谷先生)

だから具体的に市として、この提案を受けたときに、市としてどういうふうに対応すればいいのか、ということ想定した方がよいと思います。間違いなく、今、各課でいろいろな事業をもっていて、毎年それを予算要求するわけですね。そのプロセスの中で、どの段階でどういうふうな協働をして、そういう役割分担を考えて、それを予算申請の前に入れるという話になるのか、どういうタイミングで協議の場を設けていくのかということも考えたらいいと思います。

(I 委員)

協働の提案のときに施設を貸してほしいとか、補助金を出してほしいとか、というのはある程度具体的に申請できるというか、提案できるように入れておくというのもあります。

(E 委員)

そうなのだけれど、今、できるだけ機動力を発揮して、スピーディーに運んでいこうとすれば、できないなら待つからいいよというのならいいのだけれども、次年度でもいいのだけれども、先生がお

っしゃったみたいで、ある程度の予算をもっていて、それを協働事業に、市が認めてお互いにやろうと決まったことについては、その予算を使うと、そういうものをもっているみたいなのですね。それを想定すると、何千万も何億もという協働はないのかな。

(D 委員)

でも、全体の例えばいろんな都市計画課のような事業が出てきて、それをトータルでみてこれは協働にしたほうがいいのかというふうな、分野を越えた中でみて行って、それでそれぞれの実施計画の中で予算をつけていくわけではないですか。その時点で提案される協働、市民から協働は別としても、そういうふうな既存のものとか新しく行政の作りだすものについての協働事業の視点で、それをみて行って予算化していくという形はどう思いますか。

(関谷先生)

繋げていくというやり方はあり得ると思うのですね。先ほど申し上げた評価の段階でどう市民参加を入れて、従来どおりのか、協働型でやった方がいいのか、そういう段階を入れた方がいいのではないかと申し上げましたけれども、その話とも繋がる、結局は。だから評価の段階で、どういう形で出てくるのかということ、あとは市民提案で出てくる、それから協働の部分で出てくるものというものが、ある意味、今の既存の事業をどうするかという話、結局はそれについての話ですよ。だからそれを、どういうふうに制度設計として組み込むかということで、これ本気でやっていたら相当すごいことですが、たぶん事務局はじめ、相当大変なことになるので、ここはどういう制度設計で、ここに組み込んだほうがいいのかによると思うのです。ほとんどの自治体は、そこまではまだちょっとやれないから、一定の予算を確保して、その中で団体とか、事業に対する支援をする、それをもって協働事項にするというパターンが多いですよ。

(E 委員)

市民から事前に判断して、自分から提案するということがあるで

しょう。これは、やはり新たなことだと思っておりますよ。予算が想定されていないものがあるのですよ、市にとってはね。市の角度で考えれば、困ると思っておりますよ。だから、今年度は予算が間に合わないけれども、補正で組んでもらえませんか、そして来年度は予算を組んでもらえませんか、となれば、時間的な余裕があるのではないかなと、そうでないと。

(関谷先生)

ですからこの中で描き方にもよると思っておりますけれども、そういう市民提案的なもの、事業評価、そこで出てきて検討する、そこで応答性を通じながらどういうふうにやったほうがいいのかということ、多少時間をかけながらもんでみる。それが次年度というのは、なかなか難しいかもしれないのですけれども、多少時間をかけながらも、そういう行政の事業の組み換えに少し繋げていくようなルートを開くということはあると思っておりますね。全部が全部というのは、なかなか難しいかもしれないけれども、そういう多少時間をかけながら、それは恐らく最後にでてくる何とか委員会で少し時間をかけながら、両方で協議をするということはあると思えます。

(D 委員)

ということはその委員会はかなり機能を果たすから、かなりつつまないといけないということですね。だから結局、参加協働推進委員会というのは、そういう視点で既存の事業とか、制度の仕組みをみていくという形で、書いたほうがいいですよ。そこがちょっと。

(J 委員)

今の関連なのですけれども、つまり条例の作り方によっては、例えば行政のほうに、私なりの表現でいうと、ポケットみたいなものを、実現化させるためにはその条例をつくったことによって、そういう何らかの機能があって、そこにそういうポケットみたいなものをもたせておくと。いわゆる従来の予算の手続き上のね、枠組みを

次年度につくるとか、当年度であれば補正でやるとか、そんな問題ではなくして、この条例から導き出される中身によって、当年度中にでもそういうことが可能にさせてしまうような制度設計みたいなものをできるということを、今教えていただいているのですか。

(関谷先生)

その課でなにをやるかですけれども、それもできるルートは残しておいて、ただ、それだけになってしまうというのは、これはかなりきつい部分がありますね。

(J委員)

例えば今具体的に実態どうなのかわかりませんが、松戸市でもって、だいぶ前に、「すぐやる課」というのをつくりましたよね。ああいう課をつくっているということは、それなりにその課には、何に使うかわからないけれど、それなりの予算をたぶんもっているのではないかと。そんなことと同じようなイメージでもって、今回の条例の機関によっては、制度設計であるそういうものが持たせるようなものが可能なのかどうかと、そこまで考えたかどうかということ、今いわれたのかなと思ったのです。

(関谷先生)

どういう役割分担をしていくのかということ、多少協議が必要だと思えるのですよね。協議の部分に機動性をもたせたほうがいいのかどうかというのはちょっと危険な部分があると思います。だから中身と案件にもよると思うのですけれども、逆に大事なのは協議の場を通じて役割分担を見出していくというプロセスを、明確にルール化する、制度化するということが大事なのですね。機動性の部分はちょっと運用の問題にもかかわってきますので、そこはちょっとどういうルートからあがってきたものを、どの部分でどう揉むのかということ、評価の部分と市民提案の部分、協働の部分を少し結びつけながらイメージして最終的に盛り込むということがいいかなと。

(委員長)

それでお約束の3時半になったわけですがけれども、あとは先生のお話といたしますか、今の協働部分、これはもう少し時間はお話いただく時間というのは必要ですね。それならば、今日はこの協働の話で45分までに終わって、コミュニティの部分は、今日はちょっとできないということでその部分をどうするかというのは、45分からお話しして、連絡事項を含めて遅くとも50分には終わらせたいと。あとの予定もありますので、ということにしたいと思いますが。いかがというより、そうせざるを得ないのでよろしくお願いいたします。

(E委員)

先生、1つ伺ってもいいですか。聞きたいのは、市民同士の協働ということが入っているのですけれども、これはちょっとあんまりイメージが浮かんでこないのですが。実際には現場でいくつもやっているのです、それを条例化するという意味がちょっとどういう、するのはいいのだけれども、いいか悪いかわからないのですけれども、するならどう表現したらいいのか。現実には、もう、自治会とやったり、NPO同士でやったり、いろんなことやっているのですよ。

(関谷先生)

そうですね、そこが、協働のもう1つ、問うべきところですよ。1つは、まずその市民同士の協働というものができるということを、まず1つ明記することが大事だと思うのです。内容的には17ページに書かれてあるようなところで、基本的にはいいと思いますし、もう1つの狙いとしては今まで条例の中で議論されることは少ないと思うのですけれども、コミュニティというのは、やっぱりまだまだ縦割化している、コミュニティの縦割化。つまり団体でその交流の契機というのは、なかなか出てきづらい、欧米だったら、そういうものがないので、逆にいうと参加の規定というものを設けておけば、市民はどんどん参加することができると、ただ日本の場合は、団体ごとに閉じてしまっている側面が非常に強いので、参加の権利をうたっているだけで、コミュニティというものを

変えていけるのかという課題がもう1つあるのです。そこをどうとらえていくのかで、いや、それはもうそういうものも含めて市民の考えていくことなのだから、それ以上コミュニティのことには触れるべきではないという考え方、私はそれだと弱いなど、個人的には思います。そういったときに、1つはそういう協働ができるという部分、それからあとはこのコミュニティ部会の(6)に書いてあることとか、あとはコミュニティの中で横の繋がりということしていくか制度が出ていいかと思うのですけれども、その辺との関わりも出てくる論点ではあると思うのです。コミュニティ部会はその横の繋がりを持たせる組織とか場というものを明記すべきだと書いてあるので、それもまたどういうふうに、この委員会全体として判断していくかによりますけれども、例えばそういった横のつながりを、作り出す場とか機会というものを、尊重する、あるいはそういったことをつくることができるとか、言うふうな形で書いておくことはありで、それは逆にいうと市民同士でやった時に、なんでそんな協働なんていって、なんの権限があってそんなことを言っているのかというふうなときも、条例上市民が決めた条例の中に一応こういう薄い形ではあるけれども、こういう根拠があるのだというふうなことでもって、その話をすすめていくということとはできるとは思いますがけれども。

(E 委員)

なんか市民同士が協働する場合にコーディネート機能がいるのではないかと、現実的に。相談窓口でもよいのですが、両方の情報をもっていて、それを繋げられるというね、だからコーディネート機能みたいなものが、だれがやるかは別として、これがないとただ書いていっているだけで、現実私たちがやっていることも、私はニュースが入ってきやすい立場なので、アイデアがわくのですけれども、なかなか先生のいったように関わりとか、なかなかそういうニュースが入ってこないというのと、火をつけないといけないのではないかと。

(関谷先生)

ですから、おっしゃるとおりでその火をつける仕掛けというものを、あまり個別具体的に書きすぎるとちょっと逆にまた拘束されるというイメージができてしまうかもしれないので。

(E 委員)

環境づくりのほうで、市民参加推進センターの機能発揮と、たまたまこのテーマで、協働というテーマで動いているので、とりあえず市民活動推進センターだから、市民活動団体同士の、ここでいう市民同士の協働というのをテーマでやっているのです。あちこちでやりだしたら、結構面白いのですよね。考えられないようなパワーを発揮しているので、これはいいなと思っているのです。福祉の分野で自治会と協働したりとか、そういう協働に触れていますので、そのためにはやはり、コーディネート機能がいるのではないかなと。

(関谷先生)

市民同士の協働で大事なことはここに書かれているように、異種団体との協働で新しくつくる、これ非常にやっぱり大きな要素であるのです。1つは、そういうことができる環境を整える、それからコーディネーターの一環として、例えば提案の場をつくるとかいうそういう媒介性という部分も少し盛り込んでおくということは、ありだと思いますね。そういう市民活動推進センターというものもいいですし、ただもう1つは市民活動推進センターのみがこの媒介的な役割を果たすのかということですね。それでいいというような書き方もあるでしょうし。それ以外にも例えばコミュニティ部会が提案されているような地域単位で横の繋がりをつくるような、団体というものも選択肢の1つとして入れておくというのがいいのか、その媒介性ですよね。この組織ではないとだめなのだというふうにはだめなのですよ。それはなしだとして、その繋ぐ要素というものを、媒介する要素というものを、この中にどう多様な形で入れておけるかどうかということも、1つポイントになるかなと。

(J 委員)

そこなのですけれどもね、われわれの部会の方でも、この前そこ

は先生にお聞きしようということでペンディングになっている部分があるのですけれども、今この8の協働のところの構成をみると、1趣旨、2基本原則、3行政との協働、それから市民同士の協働というが入っているのですよね。その間に、この構成で協働というのはいいのかという相当論議したのですけれども、今いわれたような部分というのを組織だけでずばっと偏ってしまうということがある、例えば協議しながら効果的な部分がどういうものがあるのかということ、考えていくといった協働というものを少しきちんと整理したような表現ですか、そういったものがこの条例の中で必要なものかどうかということで、2つの意見がわかれて、ちょっとしばらく時間かかったところもあるのでね、それを先生にちょっと聞きましょうということ。

(関谷先生)

それは何と何にわかれたのですか。

(J委員)

つまりこの整理の仕方でいいのではないかと、この協働そのものがね。もうこれでほぼ網羅されていると。けどもう1つ、何かここに1つ協働として、条例化するのに要素として、項目として、何かもう1つあるのではないかと。その部分が、先生のところでお気づきのものがあるかどうかということ、ちょっとお聞きしようということで、今日の時間を楽しみにしていたのですよね。

(関谷先生)

プラスアルファでどういう意見が出たのですか。

(J委員)

今、具体的な、Eさん自身さっきおっしゃっておられたように、例えば共有しながら効果的な部分というもので、具体的に例えばその講演とか啓発するとか、そういったものを助成していくとか、そういったものをより浮かび上がらせるというのですか、そういったようなものはなんなのだろうかという、さっきEさん自身が機能で

すとおっしゃっていましたがよね、市民活動センターの中で。それなんかそうだと思うのですけれどもね、だけどそれを組織だけにするとかたよってしまうから、ちょっと危険だと。

(E 委員)

それは表現の仕方だね。

(J 委員)

その部分が今、少しモヤモヤしていたのが、もうこの整理でいいかどうかということで、なにかまだ味付けが足りない部分はないかといったのです。

(D 委員)

それは先ほどおっしゃった市民活動センターの前の市民同士の協働以前の協働として市民提案事業協働と、行政提案協働、それだけの整備でいいのかなというのはすごく、それだけで協働では、なんていうのかな、なんとなくその協働をどうやって整備していくのか、全体の協働の仕組みみたいなものが見えないというふうに、私はすごくあって。

(E 委員)

行政との協働ということにしても、その事業でしようと、事業を協働したらどうかということで、もっとほかの部分も協働できることがあるのではないのと、事業ではなくて。だけど、それは市民参加をどう違うのというのと、んーと、こういうことになってしまうので、では、それは市民参加の方でも解決するのではないのかというのと、ああそうだねということになるし、だから結局協働というのは、事業で協働することなのかなという理解があって、そういう概念があるから、最初からそう入ってきてしまっているから、もっといろいろあるのではないのかと。すぐ家の中に入る前に、門から玄関のアプローチがあるのではないの、ということで。

(J 委員)

だから今度は中身に内から入ってしまえばね。それはもうきちんとなっているけれども、外側から見たものとして、これでいいのかどうかというふうな考え方もありますよねということ。

(E 委員)

協働というものの全体像というものが、Jさんにしても、Dさんにしても、私自身もそうですけれども、私はなかなか描けないので、とりあえず今手っ取り早く即物的に整理しているのかもしれないけれども、すぐに家の中に入っていったらみたいだね。

(D 委員)

だから提案にしても、2つだけだと、2つだけでも大変なことなのだけれども、それだとその協働のもうちょっと協働というものが新しい協働を目指すということなのでしょう。そういう部分のところの描き方みたいなどころであったり、最初先生がおっしゃったやはりそのどの部分でどういうふうな形で協働を整備していくかという部分はやっぱり見えないところなのかなと、そこのご指摘になるのかなと思ったのですけれども。

(関谷先生)

協働として、市民提案型とか行政提案型とか事業としてということもありますけれども、実は協働の1番のポイントは、1つは応答性であり、協議するということなのですよね。協議をすることによっていろんなことが広がる、その中で事業は1つでてくるということもあるでしょうけれども、事業以外にもいろいろなものがでてくるということは考えられるでしょうし、それがなんなのかというのは、ちょっと一概には言えない。

(D 委員)

そこが、なんかこちらもつかみきれないし、でもこれだけではちょっと十分ではないかなという思いがすごく。

(E 委員)

それはわかるのですけれども、それならば、具体的に何をかくのかというと、いろいろ考えた結果、書くものがないので、やっぱりここは、書くとすればこういうことになるのではないのかと、なんかありそうな気がするのですよ。確かにイメージ的で、あまり具体性はないけれども、概念的に、協議する、それも協働ではないのと、あるいは一緒になって調査に行く、やりとりをする、協働ではないのと、それは市役所の方針にね。

(D 委員)

それは参加みたいな形で。

(E 委員)

それは参加で整理できるのではないということで終わったので。

(委員長)

尽きない議論なのですが、時間のほうが厳しいことになっていきますので、最後の締めを。

(関谷先生)

そうですね、だから協働というとちょっと引き続き議論したいところですが、確かにそういう市民提案事業、行政提案事業、という事業だけに絞るとするのはややちょっと狭すぎるとは思います。そういう意味で1つは媒介性、私の協働のイメージはやっぱりその両者が開かれた形でやりとりすることなのですよ、広い意味で。それは情報交換かもしれないし、何か議論することかもしれないし、それ自体が何かすぐ成果がでるのかといたら、そうではないことかもしれないし、そういった意味でいろんな話し合いとか議論ができる場というか、そういう環境ですよ。そういうものを広くとらえて、協働ということだと思いますので、そういうふうにとらえて、行政と住民の壁ということがよく言われるけれども、もうちょっといろいろな形で一緒にやっ払いこうよというそれは、その住民も行政に働きかける、行政も気軽に市民に話しかける、働きかける、そういう環境を整えていくということが1番ベ-

スにあって、そういうやりとりの中で一緒にできるかもねというのが出てきたら、それを具体的な計画とか事業に繋げていくということが出来るでしょうし。

(E 委員)

たぶんその辺は、少しは、においは感じていたので、14ページの協働の基本原則のところには、趣旨のところですね。趣旨のところに入れてみたのですね。お互いの自立性を尊重し、良好な応答的關係により協議した役割を分担し、とね。これが1番大事だろうと、これがベースになれば始まらないだろうと。要するに協働にしても参加にしても相手があることですからお互いにね。一方的にいいたいことばかり言っていたってできないですから、良好な関係ということですね。

(D 委員)

それはわかるのですけれども、例えばある市では、市の職員が職員のあれを外して、単にサロンに行って、そこに市民が大勢集まってわいわいがやがややっている、そういうのが1つ協働のパターンみたいな形で、そこでいろいろわいわいしながら何かをうみだしてやろうねというのがあるという例は聞いたことがあるのですけれども、そういう形の協働のあり方というものも。

(関谷先生)

もちろんあります。本当に緩やかな形でサロン風に議論していくという場もあるでしょうから、そういう裾野の広さというのをちょっと入れておくということはあると思うし、そこから事業という形でもいいし、サロンの場をつくるということも、場まで描いていいかもしれない。それから基本的な部分ではそういう1つの媒介性、その媒介を市民活動推進センターだけでいいのかということもある、その辺具体的にいったほうがいいのかどうかということもあるでしょうし、それから、もう1つ、これは、次回議論に委ねたいところですが、コミュニティ部会のほうで、コミュニティにおける協働というのを入れていますけれども、そこは分けずに市民

同士の協働とコミュニティの協働というのは、ちょっと融合されてもいいのかなと思いますので、そこも含めてちょっとどういうふうなやり方をしたほうがいいのかどうか、そこはコミュニティ部会の方が考えてらっしゃる媒介機能というものもあるのですが、それを含めてちょっとその媒介性という部分を多少限定列挙した方がいいかもしれませんし、少し描いた方が逆に使い勝手のいい条例になるかもしれませんので、それはちょっと詰めて。

(委員長)

ありがとうございました。それでは今日の議論を受けてといたしますか、今後のスケジュールをもう1回決めていきますけれども、今日の状態では、9月18日に市長への中間報告というのはとても無理だと思います。先生が参加いただいた上で次回のコミュニティに関する議論ですね、それは18日に。

(関谷先生)

委員長、これは、9月18日中間報告はもう決定されているのですか。

(委員長)

いえいえ、そうではないです。

(関谷先生)

今の議論はかなり大事なので、ちょっと踏まえた上で10月くらいとか。

(委員長)

そういうことを今、皆さんにお話しています。ということで、それはあと順々にずらすのか、市民、職員との意見交換をしていくのか、それは別にしまして、今の議論の協働の問題の継続とそれからコミュニティに関する部分のお話を9月18日に行うようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。それに向けて……

ただその前に一度全体委員会なのか、それともまた部会にわかれ

てもう一度やるのか、そこら辺の。

(D 委員)

行政部会は、今日のことを受けて、やらないといけないですね。

(委員長)

それでは、部会のお話として、確認していただきたいと思います。では、行政議会部会の方はもう一度部会を開く、コミュニティ部会は次回にまわすということでお伝えしておきます。

それでは別件ですけれども、実は宗像の市民参加条例検討委員長をされていた方が所用で11月3日に、東京に出てくる予定です。もしその必要性があれば、前の日でも翌日でも喜んで協力するよとおっしゃっていただいて、それはもう宗像は時様も違うし、聞かなくてもいいよということかもわかりませんが、少なくともその4、5年前からこの市民参加条例、コミュニティ、協働を含めて取り組んでおられる・・・

(E 委員)

ちょっとタイミングが遅いですね。もっと早くであれば聞きたかったけれども、ちょっと今ここまでまとまってきて、心が揺れるといけないので、先生からもアドバイスをいただいているので、私としては、時期が遅いので良いかなと思います。

(C 委員)

私は市民参加だけではなくて、コミュニティ推進の立場としてはちょっと聞きたいなと思っております。

(委員長)

それではこちらの事情に合わせてご協力もらおうかと思いましたが、こちらの聞きたいことがあったら、前後のスケジュールを問い合わせて、その場をつくるということで、わかりました。

それともう1つ、これは次回の議題の1つにもなりますけれども、予定になっています10月の市民、これは少しずれるかもわかりま

せんが、市民、職員との意見交換の場をどういうふうにしていくのか、その時に今の委員の皆さんの役割についても大丈夫でしょうかという、提起もありましたし、次回までは皆さんこの市民との意見交換それから市の職員との意見交換、それをどういうふうにするかについても、ちょっと考えてきていただきたいなと思います。

ということでそれ以外に事務局のほうから何かお話ありますか。

(兼子コミュニティ課長)

一応、予定として、9月にもう1日、関谷先生のご都合のつけられる日にもう1回開いてはいかかでしょうか。第3土曜日以外に、もしご予定がつけば、どうでしょうか。

(委員長)

そうすれば18日と申しましたけれども、その前にもう1回繰り上がれば。

(E委員)

今日と同じことのコミュニティ部会版ができるということですね。

(委員長)

一応今は先生の御都合のいい日に。

(関谷先生)

6日、できれば19時に。

(委員会)

では、6日の19時に。

(C委員)

時間がないですけれども、ちょっと2つほどね、1つは要するにコミュニティ部会とそれ以外の前後の部分できるだけ早くまとめて出していただきたいなど。全体のね。その議論もちょっとする時間が必要ですよね。

それからもう1つは市民、職員との意見交換のまとめ作業について、どういうふうに作業するかという時間を決めておかないと間に合わなくなるのではないかと思うのですけれども。

(E 委員)

どの程度まで資料つくるかね、ある程度の理解をしてもらうとなると、膨大な量になるでしょうね。

(D 委員)

どういう意見交換会をするのかによるでしょう。どういうスタイルにもものにするかによって、出すものも変わってくるから、それはどういうスタイルで意見交換会持ち出すというところからくるのではないですか。

(C 委員)

そういう議論もいれていかないと。

(委員長)

はい、では、そこのところも踏まえて次回やっていきたいと思えます。では、これで終わります。

(閉 会)

【別紙】

委員会・・・・・・・・・・平成22年8月7日 全体共通理解
(全体会) (それぞれの部会を理解する)

8月28日 々
9月 々
9月18日 意見集約・市長へ中間報告
10月 市民・職員との意見交換
10月 々
11月 々
11月 々
12月 意見まとめ
12月 々
平成23年1月 々
1月 提言書作成
2月 々

検討委員会提言書提出・平成23年2月末
議会への報告

素案作成・・・・・・・・・・平成23年3月～6月末
例規審査・政策調整会議

議会報告・・・・・・・・・・平成23年7月

議会 協議会の設置

パブコメ募集・・・・・・・・・・平成23年8月

パブコメまとめ・・・・・・・・・・平成23年9月

庁議決定・・・・・・・・・・平成23年9月末

議会上程・・・・・・・・・・平成23年12月

市民へ周知・・・・・・・・・・平成24年1～3月

条例施行・・・・・・・・・・平成24年4月

特別委員会の設置